

(新旧对照条文一覽)

改 正 後

（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第二十六号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画（同法第二条第十一項に規定する事業再編のうち政令で定めるものについて記載があるものに限る。）に係る同法第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の認定、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に係る同法第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の認定又は同法第二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に係るものであつて同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

現 行

（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）第六条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第四項第一号に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第四項第一号に規定する事業の構造の変更で政令で定めるもの及び同項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第五条第一項若しくは第六条第一項の認定、同法第八条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項に規定する認定経営資源融合計画に係る同法第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画に係る同法第十二条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第三十九条の二第一項若しくは第三十九条の三第一項の認定に係るものであつて我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次

の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一〇五 (略)

六 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の四

ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三

個人が、産業競争力強化法第一百四十四条第二項に規定する認定

創業支援事業計画に係る同法第一百三十三条第一項又は第一百四十四条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該認定創業支援事業計画に記載された同法第二条第二項に規定する特定創業支援事業による支援を受けて株式会社の設立をした場合には、当該株式会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、七万五千円）とする。

3 (略)

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条 (略)

2 (略)

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条 (略)

2 (略)

（新設）

一〇五 (略)
(新設)

5 株式会社が、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の前条

5 株式会社が、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第八

第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の二」とあるのは「千分の四」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の一」とする。

（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）

第八十四条の六（略）

2・3（略）

4 株式会社産業革新機構の登記に係る登録免許税については、

登録免許税法別表第一第二十四号（カ）中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは産業競争力強化法第九十五条第一項（委員の登記）の委員」とする。

5・7（略）

十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の二」とあるのは「千分の四」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の二十三」と、前条第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の二」とあるのは「千分の四」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の一」とする。

（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）

第八十四条の六（略）

2・3（略）

4 株式会社産業革新機構の登記に係る登録免許税については、

登録免許税法別表第一第二十四号（カ）中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の二十一第一項（登記）の委員」とする。

改 正 後

（所掌事務）

第二十九条（略）

現 行

（所掌事務）

第二十九条（略）

行

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十一年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十一年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、商店

に関する法律（平成二十一年法律第八十号）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

十年法律第三十八号）及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

改 正 後

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の三関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準
	税率

一〇百二十四（略）

百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可

（注）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第一項（道路運送法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運

現 行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の三関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準
	税率

一〇百二十四（略）

百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可

（注）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第一項（道路運送法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運

送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項（道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十三条第二項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二条第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一条第四項（特定事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合

送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項（道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十三条第二項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二条第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一条第四項（特定事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合

化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。

化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十二条の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する

場合を含む。) の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。

百二十五の二～百三十八 (略)	(一) (五) (略)
-----------------	-------------

百二十五の二～百三十八 (略)	(一) (五) (略)
-----------------	-------------

百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可

(注) 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十七条第一項、第三項若しくは第四項(貨物利用運送事業法の特例)、流通業務総合効率化促進法第九条第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項(貨物利用運送事業法の特例)の規定により第一種貨物利用運送事業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地の活性化に関する法律第四十条第一項(特定民間中心市街地活性化事業計画の認定)の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画の認定若しくは同法第四十一条第一項(認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認

定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十二条第一項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規

化事業計画の変更の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十二条第一項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規

定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。

百四十九百六十 (略)	(一) (八) (略)	

百四十九百六十 (略)	(一) (八) (略)	

条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。

		改 正 案	現 行	
第七条	（略）	（削る）	第七条 削除	
		（特許料等の特例）	（新設）	
第八条	特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第二百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。	特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第二百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。	第八条	（新設）
第十二条	（略）	（特許料の特例等）	（特許料の特例等）	
2・3	（略）	（特許料の特例等）	（特許料の特例等）	
4	特許法第二百七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。	特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第二百七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。	第十二条 削除	
一・二	（略）	一・二	（略）	

第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法第二項」とあるのは「実用新案法」（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第二項」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第五项中「特許法第二項」とあるのは「実用新案法第五十四条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは「実用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第二百七条第二項」とあるのは「实用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第二百九十五条第四項」とあるのは「实用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第二百九十五条第一項又は第二項」とあるのは「实用新案法第五十四条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは「实用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第四項」と読み替えるものとする。

改 正 後

（業務の範囲）

第十五条（略）

一〇四（略）

五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第八号、第九号及び第十四号に該当するものを除く。）を行うこと。

イ〇ハ（略）

六〇九（略）

（削る）

一〇十三（略）

十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第号）第十

三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条の規定による債務の保証、同法第百十七条第一項の規定による協力並びに同法第二百三十三条の規定による出資その他の業務を行うこと。

十五〇十九（略）

2〇4（略）

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三

現 行

（業務の範囲）

第十五条（略）

一〇四（略）

五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第八号から第十号までに該当するものを除く。）を行うこと。

イ〇ハ（略）

六〇九（略）

十 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条及び第五十条の規定による債務の保証並びに同法第四十七条の規定による出資を行うこと。

一一〇十四（略）

（新設）

十五〇十九（略）

2〇4（略）

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三

十四条第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第十号及び第十二号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（業務の委託）

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 （略）

二 第十五条第一項第五号に掲げる業務並びに同項第八号、第十九号及び第十四号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三 第十五条第一項第七号から第九号まで及び第十四号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四（八）（略）
2（4）（略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第二百七十三条第一項に規定する協力及び同法第二百三十三条に規定す

十四条第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第十一号及び第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（業務の委託）

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 （略）

二 第十五条第一項第五号に掲げる業務及び同項第八号から第十号までに掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三 第十五条第一項第七号から第十号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四（八）（略）
2（4）（略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第二百七十三条第一項に規定する協力及び同法第二百三十三条に規定す

る出資その他の業務に限る。）、同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三～五 （略）

2 （略）

（第二種信用基金）

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号及び第十四条に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 （略）

までに掲げる業務、同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三～五 （略）

2 （略）

（第一種信用基金）

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号及び第十号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 （略）

（長期借入金及び中小企業基盤整備債券）

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。）並びに第十五条第一項第十号及び第十六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

257 (略)

附 則

（改正前産業活力再生特別措置法等に係る業務の特例）

第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

153 (略)

四 産業競争力強化法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第十二条及び二十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号。以下「廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」という。）第二十四条

（長期借入金及び中小企業基盤整備債券）

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。）並びに第十五条第一項第十号及び第十六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

257 (略)

附 則

（改正前産業活力再生特別措置法等に係る業務の特例）

第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

153 (略)

（新設）

四 産業競争力強化法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第十二条及び二十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号。以下「廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」という。）第二十四条

及び第五十条の業務

五 廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	第十八条第一項第一号			(略)	(略)
(略)	(略)	掲げる業務	同項第十七号に	(略)	(略)
(略)	(略)	四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）	同項第十七号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）	(略)	(略)

(新設)

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	第十八条第一項第一号			(略)	(略)
(略)	(略)	同項第十四号までに掲げる業務	同項第十四号までに掲げる業務	(略)	(略)
(略)	(略)	四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）	同項第十四号までに掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）	(略)	(略)

(略)								
(略)								
(略)								

改 正 後

（業務の範囲等）

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、

出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第二十

二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

八 （略）

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3・4 （略）

（業務の範囲等）

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

一～四 （略）

（業務の範囲等）

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

一～四 （略）

（業務の範囲等）

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

一～四 （略）

（業務の範囲等）

五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

六 産業競争力強化法第二十二条の規定による出資並びに人的

現 行

（業務の範囲等）

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること。

（新設）

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3・4 （略）

（略）

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3・4 （略）

（略）

五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

（新設）

及び技術的援助を行うこと。

七 (略)

2 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務及び同項第六号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 (略)

六 (略)

2 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 (略)

改 正 後

現 行

第二十四条 （略）

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準（同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。）を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

（削る）

第二十四条 （略）

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準（同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。）を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴かなければならない。

3 （略）

（再生支援決定）

第二十五条 （略）

2 （略）

3 第一項の申込みをする事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（産業競争力強化法（平成二十五年法律第二百二十七条）第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第六十一条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 （略）

（再生支援決定）

第二十五条 （略）

2 （略）

3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第六十一条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「再生支援決定」という。）を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、再生支援対象事業者の事業の再生のため当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（以下「必要債権額」という。）及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5～8 （略）

（再生支援決定の撤回）

第三十二条 （略）

2 機構は、前項の規定により再生支援決定を撤回したときは、直ちに、再生支援対象事業者（当該再生支援対象事業者が第二十五条第三項に規定する中小企業者である場合にあつては、当該再生支援対象事業者及び当該再生支援対象事業者に第六十一条第二項の規定による書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関。以下この項において同じ。）及び関係金融機関等（前項第一号に掲げる場合にあつては再生支援対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあつては再生支援対

4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「再生支援決定」という。）を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、再生支援対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（以下「必要債権額」という。）及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5～8 （略）

（再生支援決定の撤回）

第三十二条 （略）

2 機構は、前項の規定により再生支援決定を撤回したときは、直ちに、再生支援対象事業者（当該再生支援対象事業者が第二十五条第三項に規定する中小企業者である場合にあつては、当該再生支援対象事業者及び当該再生支援対象事業者に第六十一条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。）及び関係金融機関等（前項第一号に掲げる場合にあつては再生支援対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあつては再生支援対

象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等）に対し、その旨を通知しなければならない。

（産業競争力強化法との関係）

第六十一条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、再生支援対象事業者に対し、産業競争力強化法第二十四条第一項の事業再編計画の認定、同法第二十六条第一項の特定事業再編計画の認定又は同法第二百二十二条第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第三十三条第二号（同法第二百二十七条第二項第一号に係る部分に限る。）の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるとときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

（預金保険機構等との協力等）

第六十三条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する

融機関等）に対し、その旨を通知しなければならない。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法との関係）

第六十一条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、再生支援対象事業者に対し、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項の事業再構築計画の認定、同法第七条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十二条第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九条の二第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。

2 認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十二条第二項第一号の規定により中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるとときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

（預金保険機構等との協力等）

第六十三条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する

法律（平成十年法律第二百三十二号）第五十三条第一項第一号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第十五項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

法律（平成十年法律第二百三十二号）第五十三条第一項第一号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

改 正 後

（支援決定）

第十九条（略）

現 行

（支援決定）

第十九条（略）

3 第一項の申込みをする事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（産業競争力強化法（平成二十五年法律第二百二十七号）第一百二十七条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第五十九条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合には、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「支援決定」という。）を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（以下「必要債権額」という。）及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十一条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合には、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「支援決定」という。）を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければ

ればならない。

5～7 (略)

(支援決定の撤回)

第二十六条 (略)

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者（当該対象事業者が第十九条第三項に規定する中小企業者である場合にあっては、当該対象事業者及び当該対象事業者に第五十九条第二項の規定による書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関。以下この項において同じ。）及び関係金融機関等（前項第一号に掲げる場合にあっては対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあっては対象事業者及び買取申込み等をした関係事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等）に対し、その旨を通知しなければならない。

(産業競争力強化法との関係)

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業競争力強化法第二十四条第一項の事業再編計画の認定、同法第二十六条第一項の特定事業再編計画の認定又は同法第二百二十二条第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興相談センター」という。）及び被災地域において設立された同法第二百三十三条第一号に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以

5～7 (略)

(支援決定の撤回)

第二十六条 (略)

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者（当該対象事業者が第十九条第三項に規定する中小企業者である場合にあっては、当該対象事業者及び当該対象事業者に第五十九条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。）及び関係金融機関等（前項第一号に掲げる場合にあっては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等）に対し、その旨を通知しなければならない。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法との関係)

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項の事業再構築計画の認定、同法第七条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十二条第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九条の二第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興相談センター」という。）及び被災地域において設立された同法第二百三十三条第一号に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以

下「産業復興機構」という。)との連携を図ること等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

2

独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第三十三条第二号(同法第二百二十七条第二項第一号に係る部分に限る。)の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定の規定により、中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

(預金保険機構等との協力等)

第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)、特定認証紛争解決事業者(産業競争力強化法第二条第十五項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。

2

認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項第一号の規定により中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

(預金保険機構等との協力等)

第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)、特定認証紛争解決事業者(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。)及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。

○小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）

（附則第三十九条関係）

附 則	改 正 後	現 行
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第三条（中小企業支援法第九条の改正規定に限る。）、第十九条、次条並びに附則第三条、第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定 平成二十七年三月三十一日</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第三条（中小企業支援法第九条の改正規定に限る。）、第十九条、次条並びに附則第三条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十六条及び第三十八条の改正規定に限る。）、第十五条及び第十七条から第二十四条までの規定 平成二十七年三月三十一日</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第三条（中小企業支援法第九条の改正規定に限る。）、第十九条、次条並びに附則第三条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十六条及び第三十八条の改正規定に限る。）、第十五条及び第十七条から第二十四条までの規定 平成二十七年三月三十一日</p>
<p>（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正）</p> <p>第十四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十四条第二項の表第三条第三項の項中「、手形の支払」を「手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払」に改め、同表第三条第四項の項中「、手形の割引により融通を受けた資金」を「手形の割引により融通を受</p>	<p>（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正）</p> <p>第十四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十四条第二項の表第三条第三項の項中「、手形の支払」を「手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払」に改め、同表第三条第四項の項中「、手形の割引により融通を受けた資金」を「手形の割引により融通を受</p>	<p>（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正）</p> <p>第十四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十四条第二項の表第三条第三項の項中「、手形の支払」を「手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払」に改め、同表第三条第四項の項中「、手形の割引により融通を受けた資金」を「手形の割引により融通を受</p>

けた資金、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金」に改め、同表第五条の項中「弁済（手形の割引）の下に「及び電子記録債権の割引」を加え、「手形債務」を「手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務」に改める。

けた資金、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金」に改め、同表第五条の項中「弁済（手形の割引）の下に「及び電子記録債権の割引」を加え、「手形債務」を「手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務」に改める。

第三十六条 削除

第三十八条の表中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項に規定する特定補助金等の交付を平成二十八年三月三十日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同条第一項各号に掲げる中小企業者の項中「並びに第三十六条」を削り、同表中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する経営革新計画を作成し、これを平成二十八年三月三十日までに行政庁に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けた同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて、同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を実施するものの項を削り、同表独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第六号の助成を平成二十八年三月三十日までに申請し、当該助成に係る同法第二条第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号に掲げる中小企業者の項中「第三十六条」を削る。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条の二の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第十五条第二項の承認企業立地計画又は同法第十七条第二項の承認事業高度化計画に従つて旧助成法第二条第一項の小規模企業者等（以下単に「小規模企業者等」という。）が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条の二の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第十五条第二項の承認企業立地計画又は同法第十七条第二項の承認事業高度化計画に従つて小規模企業者等が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

第十五条 前条の規定による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下この条において「旧産活法」という。）第三十六条の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて旧産活法第三十二条第二項の認定中小企業経営資源活用計画に従つて旧助成法第二条第一項の小規模企業者等（以下単に「小規模企業者等」という。）が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

（産業競争力強化法の一部改正）

第二十五条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）
の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条の規定による廃止前的小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。

附則第三十九条中「（平成二十五年法律第五十七号）」を削る。

（新設）

改 正 後

附 則

（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得の非課税等）

第五十一条の二 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を取得した場合には、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

254 （略）

現 行

附 則

（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得の非課税等）

第五十一条の二 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を取得した場合には、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

254 （略）

（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋に対する固定資産税及び都市計画税の非課税等）

第五十六条の二 市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成二十三年五月二日から平成二十六年三月三十一日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する

（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋に対する固定資産税及び都市計画税の非課税等）

第五十六条の二 市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成二十三年五月二日から平成二十六年三月三十一日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する

家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）に対しては、当該家屋を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課すことができない。

2
2
7
（略）

家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）に対しては、当該家屋を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課すことができない。

2
2
7
（略）

改 正 後

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文 書 名	作 成 者
（略） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業	（略） 独立行政法人中小企業基盤整備機構

現 行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文 書 名	作 成 者
（略） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号並びに第十四号から第十六号までに掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業	（略） 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(略)	<p>務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号口から二までに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧織維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
-----	---

(略)	<p>係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号口から二までに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧織維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
-----	---

改 正 後

現 行

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税）

第四十条の四 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第十五一条第一項第十二号に掲げる業務により整備する工場又は事業場の用に供する仮設建築物であつて東日本大震災により著しい被害を受けた市町村の区域の復興に資するものとして政令で定めるものの建築をした場合には、当該仮設建築物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四十七号）の施行の日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税）

第四十条の四 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第十五一条第一項第十三号に掲げる業務により整備する工場又は事業場の用に供する仮設建築物であつて東日本大震災により著しい被害を受けた市町村の区域の復興に資するものとして政令で定めるものの建築をした場合には、当該仮設建築物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四十七号）の施行の日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第五十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（次項において「機構」という。）が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五一条第一項第十二号に掲げる業務に関して作成する印紙税法別表第一第一号の課税物件の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第五十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（次項において「機構」という。）が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五一条第一項第十三号に掲げる業務に関して作成する印紙税法別表第一第一号の課税物件の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契

約に基づき作成されるものに限る。)のうち、東日本大震災に
対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二
十三年法律第四十号）の施行の日から平成二十七年三月三十一
日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

約に基づき作成されるものに限る。)のうち、東日本大震災に
対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二
十三年法律第四十号）の施行の日から平成二十七年三月三十一
日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

2

（略）

2

（略）

○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）

（附則第四十三条関係）

改 正 後

（租税特別措置法の一部改正）

第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条、第七十七条及び第七十八条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第八十条第三項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

現 行

（租税特別措置法の一部改正）

第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条、第七十七条及び第七十八条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第八十条第二項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（五）（略）

六 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ・ロ（略）

ハ 第八条中租税特別措置法第三条の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第三条の三の改正規定、同法第四条の四第三項の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第五条の三の改正規定（同条第一項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等で」を削る部分及び「受けているもの」を「受けている特定振替社債等」

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（五）（略）

六 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ・ロ（略）

ハ 第八条中租税特別措置法第三条の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第三条の三の改正規定、同法第四条の四第三項の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第五条の三の改正規定（同条第一項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等で」を削る部分及び「受けているもの」を「受けている特定振替社債等」

に改める部分、同条第二項に係る部分（「第五項」）を「第九項」に改める部分を除く。）並びに同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第六条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第八条の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の七第二項の改正規定、同法第九条の八第一号の改正規定、同法第二十九条の二第四項並びに第二十九条の三第三項及び第六項の改正規定、同法第三十七条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同条を第三十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の六の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十二の二の改正規定、同法第三十七条の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十三の二の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定（同条第四項を改める部分を除く。）、同法第三十七条の十五の改正規定、同法第三十七条の十六を削る改正規定、同法

に改める部分、同条第二項に係る部分（「第五項」）を「第九項」に改める部分を除く。）並びに同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第六条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九条の二の改正規定、同法第九条の三の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第三十七条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同条を第三十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の六の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十二の二の改正規定、同法第三十七条の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十三の二の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定（同条第四項を改める部分を除く。）、同法第三十七条の十五の改正規定、同法第三十七条の十六を削る改正規定、同法

第三十八条の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第一項中「第三条第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条の二十の二第二項第三号の改正規定、同法第四十二条の二第一項第一号の改正規定（「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるもの」に改める部分を除く。）、同項第四号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三の改正規定（同条第一項及び第三項に係る部分を除く。）、同法第六十七条の十七の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同法第六十七条の十八を削る改正規定、同法第八十条第三項の改正規定並びに同法第九十七条の二第三十項の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条まで、第二十二条第一項から第五項まで、第二十三条から第二十九条まで、第四十二条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十二条、第七十三条及び第一百一条の規定

第三十八条の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第一項中「第三条第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条の二十の二第二項第三号の改正規定、同法第四十二条の二第一項第一号の改正規定（「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるもの」に改める部分を除く。）、同項第四号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三の改正規定（同条第一項及び第三項に係る部分を除く。）、同法第六十七条の十七の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同法第六十七条の十八を削る改正規定、同法第八十条第三項の改正規定並びに同法第九十七条の二第三十項の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条まで、第二十二条第一項から第五項まで、第二十三条から第二十九条まで、第四十二条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十二条、第七十三条及び第一百一条の規定

七〇十
(略)

七〇十
(略)

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百一十五号）

（附則第四十四条關係）

		(略)	
号)	産業競争力強化法(平成二十五年法律第十五年)	第三条 第百四十条第 三項	(略)
閣府令	又は各省の内	閣府令	(略)
令 む。)、 令(告示を含 む。)、 復興	各省の内閣府 、復興庁又は 各省の内閣府 、復興	各省の内閣府 、復興	(略)
(新設)		(略)	